

県南広域振興局長告示第57号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のおり届出があった。

令和2年4月28日

県南広域振興局長 佐々木 隆

同行援護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310600051	ニチイケアセンター北上	北上市青柳町一丁目2番40号	令和2年5月1日